

震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの運用について

第1 趣旨

東日本大震災の被災地では、給油取扱所等の危険物施設が大きな被害を受けたことにより、ドラム缶から手動ポンプを用いての給油や、避難所などの危険物施設以外の場所において、一時的に暖房用の燃料を貯蔵するなどの平常とは異なる対応が必要となり、消防法第10条第1項ただし書に基づく危険物の仮貯蔵・仮取扱い（以下「仮貯蔵・仮取扱い」という。）の承認が数多く行われました。

このことから、震災時等において災害復旧に必要な危険物の仮貯蔵・仮取扱いについて、速やかに承認するための手続きを定めました。

第2 事前手続について

- 1 仮に貯蔵し、又は取り扱う危険物が指定数量以上であり、震災時等に速やかに承認を得る必要がある場合は、想定される仮貯蔵・仮取扱いの実施計画について、事前に消防局危険物保安課危険物班（以下「危険物班」という。）と協議を行い、震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（以下「実施計画書」という。）を作成して、震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い実施計画提出書に添付して消防長に提出してください。
- 2 実施計画書の作成については、別紙1「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの安全対策」を参考とし、別表1に掲げる仮貯蔵・仮取扱いの形態区分に応じて、別添1から別添4までの実施計画書の作成例を活用してください。
- 3 実施計画書には、震災時等に仮貯蔵・仮取扱いを行おうとする場所の位置、構造又は設備の内容に関する図面等を添付してください。

第3 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの運用について

- 1 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの運用が適用されるとき

地震、風水害等により市内の広範囲が甚大な被害を受け、市域又は区域に災害救助法が適用された場合又はそれと同等以上の被害があると認められた場合で、災害復旧に必要な危険物の仮貯蔵・仮取扱いを行うとき。

2 運用時の手続きについて

(1) 実施計画書を提出済みの場合

ア 仮貯蔵・仮取扱いを実施する旨を電話等により危険物保安課に連絡してください。仮貯蔵・仮取扱いの内容が実施計画書と違う場合は、危険物班が現地調査を行いますので、立ち会いをお願いします。

イ 来庁が可能となったときは、速やかに相模原市危険物の規制に関する規則第2条第1項に規定する危険物仮貯蔵(仮取扱)承認申請書を消防長に提出してください。

(2) 実施計画書を提出していない場合

仮貯蔵・仮取扱いを実施する旨を電話等により危険物班に連絡し、承認の審査に必要な事項を問い合わせ、危険物班の現地調査時に実施計画書を提出していただきます。

3 留意事項

(1) 実施計画書の取消し

実施計画書が不要となったときは、危険物班に連絡してください。

(2) 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの手数料について

ア 手数料の免除を受けようとする場合は、免除要綱第3条に規定する危険物手数料免除申請書(第1号様式)を市長に提出してください。(提出先、危険物班)

イ 虚偽の申請により手数料の免除を受けていることが判明した場合又は免除事由に該当しなくなった場合は、手数料の免除の承認が取り消されるため、定められた期日までに当該手数料を納付していただきます。

震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの安全対策

1 共通対策

(1) 危険物の取扱場所(可燃性蒸気対策)

ア 原則として、危険物は屋外で取り扱うこと。

イ 屋内で危険物を取り扱う場合は、可燃性蒸気が滞留しないように、十分な換気を行うこと。

(2) 保有空地の確保

ア 危険物の規制に関する政令第16条第1項第4号の規定の例により保有空地を確保すること。

イ 危険物の貯蔵・取扱いの形態から、危険物の流出及び火災危険が小さい場合は、当該危険性を踏まえた保有空地とすることができる。

ウ 保有空地の周囲には、柵、ロープ等を配置すること。

(3) 標識等の設置

危険物の貯蔵・取扱い場所は、見やすい箇所に標識・掲示板を掲出して注意喚起を行うこと。

(4) 流出防止対策

危険物の貯蔵・取扱い場所は、危険物が流出した場合に拡散しない環境を選定するとともに、油吸着マットの用意や簡易の防油堤を設置する等、必要な流出防止対策を講ずること。

(5) 火気使用の制限

危険物の貯蔵・取扱い場所及び保有空地内は火気の使用を禁止すること。

(6) 静電気対策

ア 第4類第1石油類を取り扱う場合は、危険物容器(ドラム本体、詰め替え容器)に加え、給油に使用するドラムポンプ等へのアースを確保し、確実に静電気を除去すること。

イ 危険物の貯蔵・取扱い場所は、静電誘導による帯電を防止するため、不要な金属類を置かないこと。やむを得ず金属類を置く場合は、当該金属類にアース又はボンディング(導体同士を電線で接続すること。)を確保すること。

ウ 遮光用シートは、ビニール等の帯電しやすい素材を避けること。

エ 危険物を取り扱う者は、静電安全靴を着用するとともに、作業服の着脱後にアース棒等に触れるなど、静電気の除去に配慮すること。

オ 作業場所にビニールシート等を敷く場合は、導電性の確保に留意すること。

カ 給油・移し替えの場合は、その流量を可能な限り少なくするとともに、

タンク壁面等に危険物が勢いよく接触することを避け、充填後はしばらく静置すること。

キ 第4類第1石油類以外の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合も、可能な限り静電気対策を講ずること。

(7) 消火設備の設置

取り扱う危険物に応じた消火設備(消火器等)を用意すること。

(8) 取扱い場所の管理

危険物を取り扱う場所は明確に区分しておくとともに、作業に関係がない者の立入りを厳に禁ずること。

(9) 危険物取扱者の立会い等

ア 危険物の取扱いに際しては、危険物取扱者免状保有者が取り扱うこと。やむを得ず他の者が取り扱う場合は、危険物取扱者免除保有者が立ち会うこと。

イ 危険物の貯蔵・取扱いの管理業務は、危険物取扱者免状保有者等の危険物に関する専門知識を有する者が行うこと。

(10) 二次災害の発生防止

余震発生、避難勧告発令時等における対応について、あらかじめ定めておくこと。

(11) 安全対策を講ずる上で必要な資機材等の準備

前(1)から(10)で示した安全対策を講ずる上で必要となる資機材等を調達する必要がある場合は、あらかじめ調達先・調達手順等を定めておくこと。

2 危険物の取扱い形態別の対策

前1の共通対策に加え、危険物の取扱い形態別の対策は次による。

(1) ドラム缶等による燃料の貯蔵及び取扱い

ア 屋内において、ドラム缶等による燃料の貯蔵を行う場合は、当該場所の通風・換気を確保すること。

イ 屋外において、ドラム缶等により第4類第1石油類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、通気性を確保した日除けを設置するとともに、ドラム缶等の温度上昇・圧力上昇に十分注意すること。

ウ 原則として、ドラム缶等からの給油又は小分けについては、屋外で実施することとし、可燃性蒸気の滞留防止に努めること。やむを得ず屋内で行う場合は、壁2面以上が開放された場所で行うなど、通風・換気の確保された場所で行うこと。

エ 第4類第1石油類の給油又は小分けに際しては、ドラム缶等の蓋を開け

る前に周囲の安全や火気使用制限の確認を徹底すること。

オ 危険物を取り扱う場所は、危険物の貯蔵場所から離れた場所に確保すること。

カ 危険物を取り扱う場所の危険物の数量は、可能な限り少なくすること。

キ ドラム缶等から自動車に燃料を給油する場合は、過剰給油による燃料の溢れ出しがないように、細心の注意を払って給油すること。

(2) 危険物を収納する設備等からの危険物の抜き取り

ア 変圧器等から危険物を抜き取る場合は、仮設防油堤の設置及び漏えい防止シートの敷設等の流出防止対策を講じること。

イ 配管の結合部からの流出防止対策として、必要に応じてオイルパンを設置すること。

ウ 1カ所の取扱い場所において、同時に複数の設備から危険物の抜き出しを行わないこと。

(3) 移動タンク貯蔵所等からの給油、注油等

移動タンク貯蔵所から直接給油又は容器への詰め替えを行う場合は、原則としてガソリン以外の危険物とするとともに、特に周囲の安全確保及び流出対策として次の事項に留意すること。

ア 危険物を取り扱う場所を明確に定め、空地の確保や標識の設置等を行うとともに、給油や詰め替えに関係ない者の立ち入りを厳に禁ずること。

イ 吸着マット等危険物の流出時の応急資機材を準備しておくこと。

ウ 移動タンク貯蔵所から移動タンク貯蔵所への注入を行う場合は、注入口と注入ホースを緊結する。ただし、注入される側のタンク容量が1,000リットル未満で、引火点が40度以上の危険物に限り、注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル(手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたものを除く。)により注入を行うことができる。

エ ホース等に残った危険物は適切に処理すること。

オ 移動タンク貯蔵所から直接給油する場合は、吹きこぼしがないように、細心の注意を払って給油すること。

カ 移動タンク貯蔵所から直接ガソリンを給油する必要に迫られた場合は、静電気による着火や可燃性蒸気の滞留に伴う二次災害の発生防止に留意すること。

キ 震災時の給油場所において、給油希望者が行列を成している場合の、余震や火災による避難誘導等を適切に実施すること。

仮貯蔵・仮取扱いの形態区分

例	区 分
1	ドラム缶等による燃料の貯蔵及び取扱い
2	移動タンク貯蔵所等による軽油の給油・注油等の貯蔵・取扱い
3	地域防災拠点等でドラム缶による灯油、軽油の貯蔵・取扱い
4	危険物を収納する設備からの危険物の抜き取り

ドラム缶等による燃料の貯蔵及び取扱い 仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（例）

1 目的

震災等により被災地においてガソリン等の燃料が不足した場合に災害復興支援車両等への燃料給油を行うことを目的とし、危険物施設以外の場所での一時的な貯蔵やドラム缶から手動ポンプ等を用いて金属製携行缶への詰め替えを行い、仮設の燃料供給拠点として利用するために必要な事項を予め計画します。

2 仮貯蔵・仮取扱いをする場所

相模原市 区 町 番 号 工場東側空地（コンクリート舗装）

3 仮貯蔵・仮取扱いに使用する部分の面積

約 3 6 0 平方メートル（1 5 メートル× 2 4 メートル）

4 詳細レイアウト

別紙のとおり

5 仮貯蔵・仮取扱いをする危険物の類・品名・数量

第 4 類第 1 石油類（ガソリン）3 , 0 0 0 リットル

6 指定数量の倍数

1 5 倍

7 貯蔵及び取扱いの方法

- （ 1 ） 2 0 0 リットルの金属製容器（ドラム缶）にて貯蔵する。
- （ 2 ） 保有空地を 6 メートル確保する。
- （ 3 ） 貯蔵場所と詰め替え場所に 6 メートルの離隔距離をとる。
- （ 4 ） 高温になることを避けるため通気性を確保した日除けを貯蔵場所に設置する。また、取扱場所において、危険物が長時間炎天下にさらされないようにする。
- （ 5 ） 第 5 種消火設備 10 型 ABC 粉末消火器 3 本を設置する。
- （ 6 ） 標識及び掲示板を設置し関係者に次の事項について注意喚起を行う。
「危険物仮貯蔵所・仮取扱所」、「危険物の類・品名・数量（倍数）」、「火気厳禁」

8 安全対策

- （ 1 ） ドラム缶本体、給油に使用するドラムポンプ等のアースを確保する。
- （ 2 ） 危険物の取扱いは、原則として危険物取扱者免状所有者が行う。
- （ 3 ） 危険物を取扱う者は、静電安全靴を着用する。

9 管理状況

- （ 1 ） 保有空地の周囲にバリケード等を設け、空地を確保する。
- （ 2 ） 敷地の出入り管理を徹底し、いたずら・盗難を防止する。
- （ 3 ） 作業前と作業後に点検を行い、その結果を記録する。

10 その他必要事項

金属製携行缶による給油は、この場所以外で行わない。

移動タンク貯蔵所等による軽油の給油・注油等 仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（例）

1 目的

震災等により被災地において災害復興のための重機への燃料補給及びドラム缶への注油を行うために必要な事項を予め計画します。

2 仮貯蔵・仮取扱いをする場所

相模原市 区 町 番 号 工場東側空地

3 仮貯蔵・仮取扱いに使用する部分の面積

約 2,000 平方メートル

4 詳細レイアウト

別紙のとおり

5 仮貯蔵・仮取扱いをする危険物の類・品名・数量

第 4 類第 2 石油類（軽油） 1 日最大 20,000 リットル

6 指定数量の倍数

20 倍

7 貯蔵及び取扱いの方法

（ 1 ）移動タンク貯蔵所から直接重機への給油及びドラム缶への詰め替えを行う（詰め替えたドラム缶は別途確保する貯蔵場所に速やかに移動させる）。

（ 2 ）保有空地を 6 メートル確保する。

（ 3 ）高温になることを避けるため、必要に応じて通気性を確保した日除けを貯蔵場所に設ける。

（ 4 ）第 5 種消火設備 10 型 ABC 粉末消火器 3 本を設置する。

（ 5 ）標識及び掲示板を設置し関係者に次の事項について注意喚起を行う。

「危険物仮貯蔵所・仮取扱所」、「危険物の類・品名・数量（倍数）」、「火気厳禁」

8 安全対策

（ 1 ）吸着マット等危険物の流出時の応急資機材を準備する。

（ 2 ）危険物の取扱いは、原則として危険物取扱者免状所有者が行う。

9 管理状況

（ 1 ）保有空地の周囲にバリケード等を設け、空地を確保する。

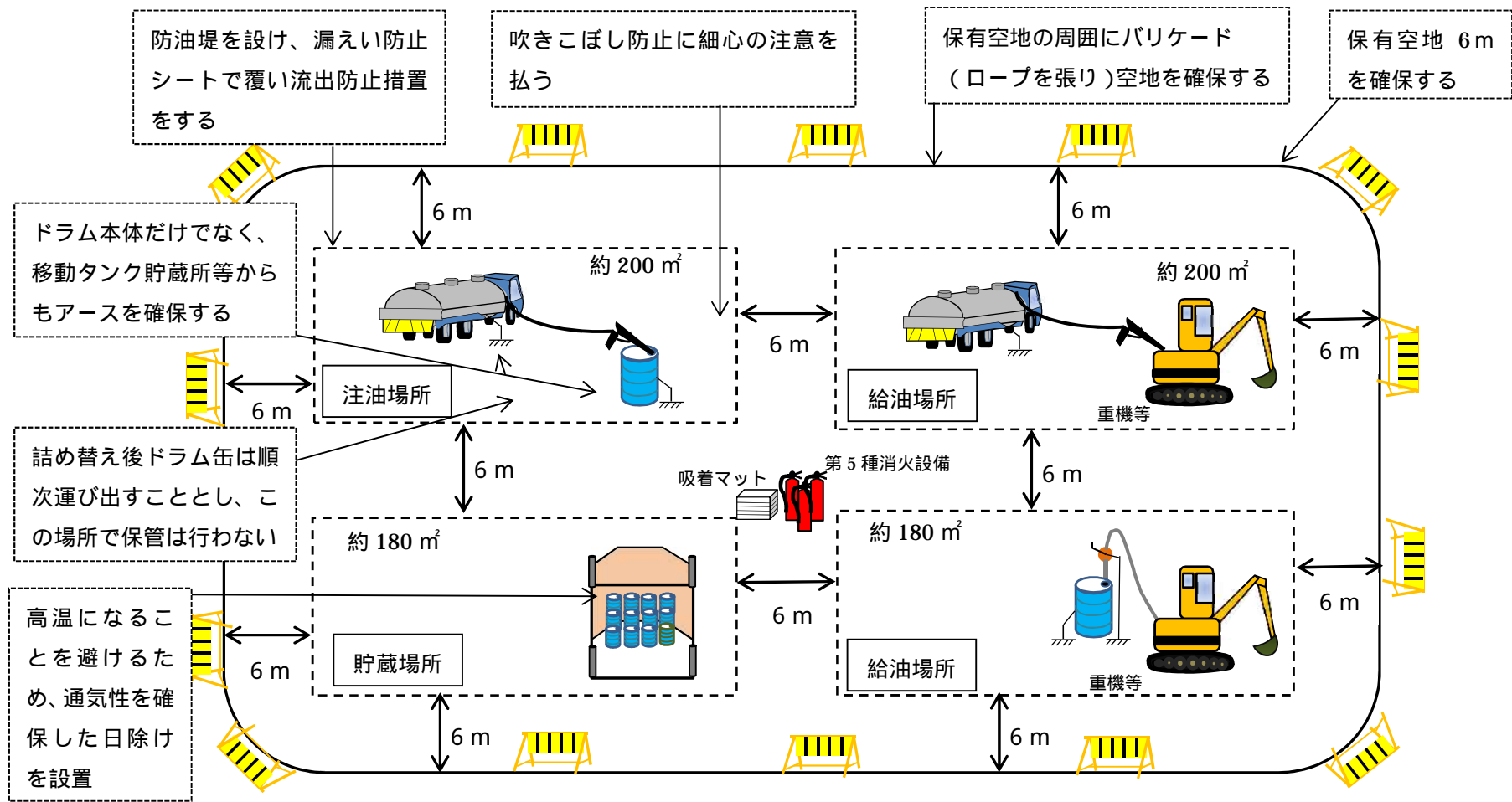
（ 2 ）敷地の出入り管理を徹底し、いたずら・盗難を防止する。

（ 3 ）作業前と作業後に点検を行い、その結果を記録する。

10 その他必要事項

移動タンク貯蔵所への注油は別の場所で行う。

仮貯蔵・仮取扱いのレイアウト（タンクローリー、ドラム缶等による燃料の貯蔵及び取扱い）



標識・掲示板を設置し関係者に注意喚起を行う



危険物仮貯蔵所・仮取扱所
品名 第4類第2石油類（軽油）
数量 20,000リットル
倍数 20倍
管理者

- ・大きさ、縦 30cm 以上、幅 60cm 以上（縦書きでも可）
- ・「火気厳禁」は、地を赤色、文字を白色
- ・「危険物仮貯蔵・仮取扱所」は、地を白色、文字を黒色

地域防災拠点等でのドラム缶による灯油、軽油の貯蔵・取扱い
仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（例）

1 目的

震災等により地域防災拠点等において非常用発電機及び暖房用燃料として、灯油、軽油をドラム缶で貯蔵し、金属製携行缶、灯油用ポリエチレン缶（以下「携行缶等」という。）に小分けするために必要な事項を予め計画します。

2 仮貯蔵・仮取扱いをする場所

相模原市 区 町 番 号 小学校運動場（ 地域防災拠点）

3 仮貯蔵・仮取扱いに使用する部分の面積

合計約 150 平方メートル（10メートル×15メートル）

4 詳細レイアウト

別紙のとおり

5 仮貯蔵・仮取扱いをする危険物の類・品名・数量

第4類第2石油類（灯油・軽油）2,000リットル

6 指定数量の倍数

2倍

7 貯蔵及び取扱いの方法

（1）200リットルの金属製容器（ドラム缶）により貯蔵する。

（2）保有空地进行を3メートル確保する。

（3）貯蔵場所と携行缶等に小分けする場所に3メートルの離隔をとる。

（4）高温になることを避けるため、必要に応じて通気性を確保した日除けを貯蔵場所に設ける。

（5）第5種消火設備 10型ABC粉末消火器 2本を設置する。

（6）標識及び掲示板を設置し関係者に次の事項について注意喚起を行う。

「危険物仮貯蔵所・仮取扱所」、「危険物の類・品名・数量（倍数）」、「火気厳禁」

8 安全対策

（1）ドラム本体、給油に使用するポンプ等のアースを確保する。

（2）危険物の取扱いは、原則として危険物取扱者免状所有者が行う。

9 管理状況

（1）保有空地の周囲にバリケード等を設け、空地进行を確保する。

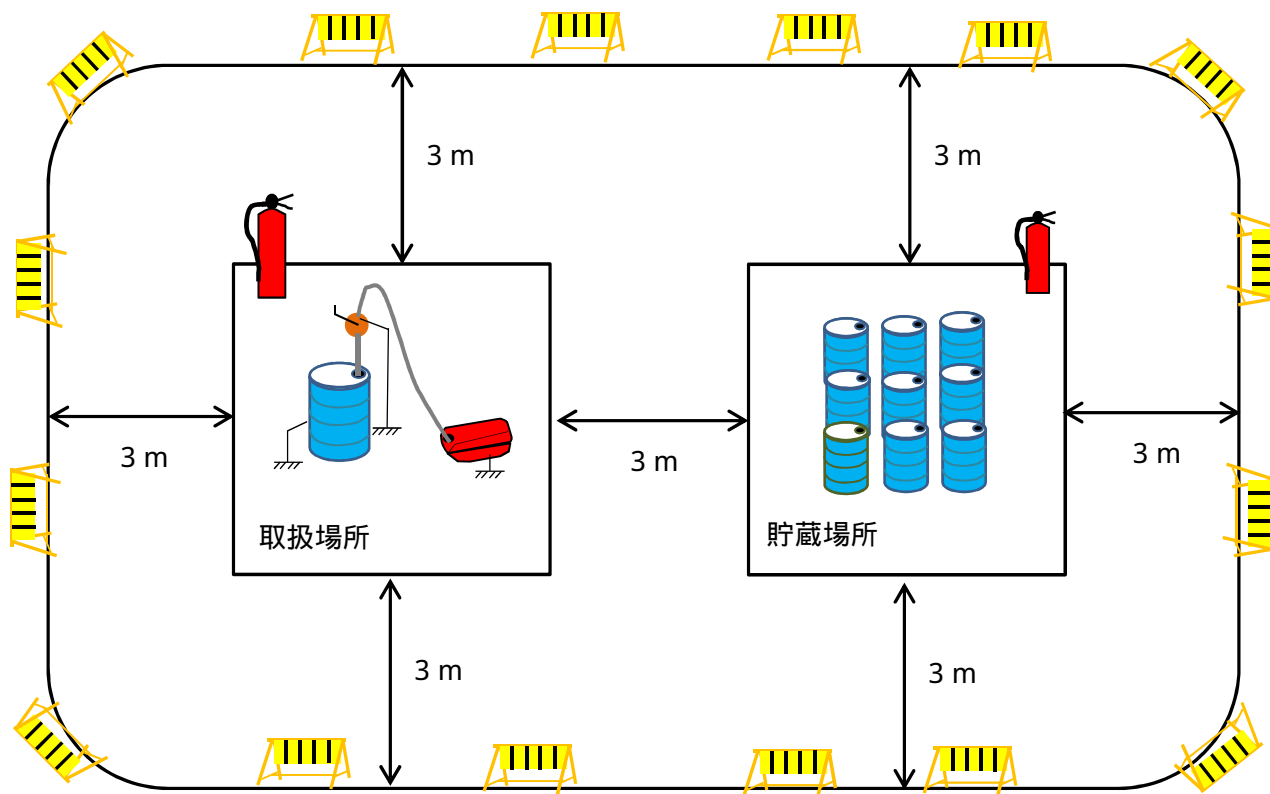
（2）敷地の出入り管理を徹底し、いたずら・盗難を防止する。

（3）作業前と作業後に点検を行い、その結果を記録する。

10 その他必要事項

携行缶等への小分けは、この場所以外で行わない。

仮貯蔵・仮取扱いのレイアウト（地域防災拠点等のドラム缶による燃料の貯蔵及び取扱い）



- 注意事項**
- 保有空地进行を3メートル確保する
 - 保有空地の周囲にバリケード等を立て空地进行を確保す
 - ドラム缶、給油ポンプ、携行缶にアースを取る
 - ABC 粉末消火器（10型）を2本設置する
 - 危険物は、貯蔵場所に金属製容器（ドラム缶）にて貯蔵する（最大10本）
 - 取扱場所に置くドラム缶は1本とする
 - 貯蔵場所のドラム缶が高温となることを避けるため、必要に応じ通気性を確保した日除けを設ける
 - 危険物の取扱いは通風・換気の良い場所で実施する
 - 標識・掲示板を設置し関係者に注意喚起を行う

標識・掲示板の例



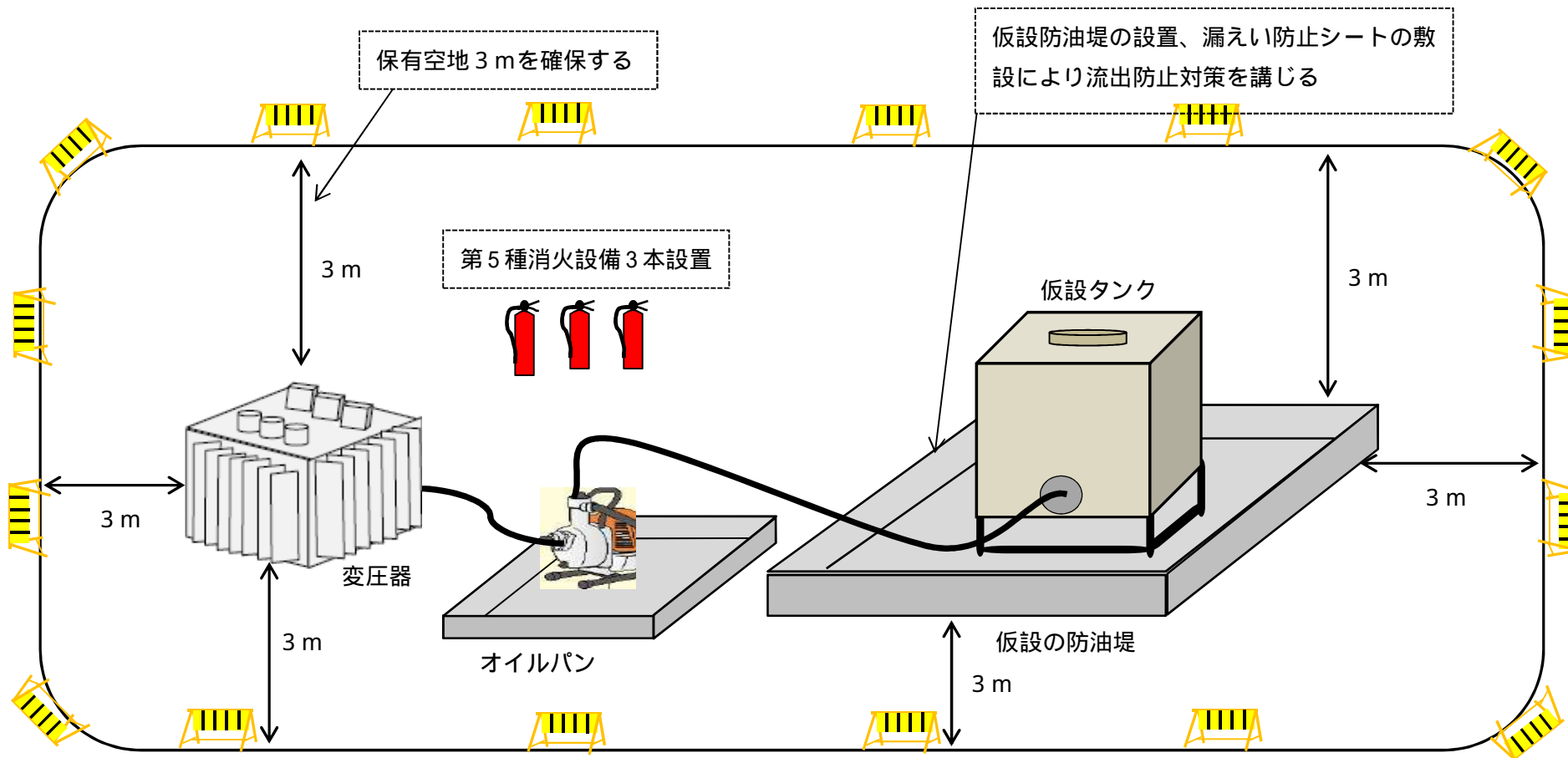
危険物仮貯蔵所・仮取扱所	
品名	第4類第2石油類 軽油・灯油
数量	2,000リットル
倍数	2倍
管理者	

- ・ 大きさ、縦 30cm 以上、幅 60cm 以上（縦書きでも可）
- ・ 「火気厳禁」は、地を赤色、文字を白色
- ・ 「危険物仮貯蔵・仮取扱所」は、地を白色、文字を黒色

危険物を収納する設備からの危険物の抜き取り
仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（例）

- 1 目的
震災等により被災した変圧器等を修繕、点検するために予め計画します。
- 2 仮貯蔵・仮取扱いをする場所
相模原市 区 町 番 号 工場東側空地
- 3 仮貯蔵・仮取扱いに使用する部分の面積
約 1 2 0 平方メートル（1 2 メートル× 1 0 メートル）
- 4 詳細レイアウト
別紙のとおり
- 5 仮貯蔵・仮取扱いをする危険物の類・品名・数量
第 4 類第 3 石油類（絶縁油） 1 0 , 0 0 0 リットル
- 6 指定数量の倍数
5 倍
- 7 貯蔵及び取扱いの方法
 - （ 1 ）変圧器の修繕、点検のため、変圧器内部の絶縁油を一旦抜き取り、仮設タンク等で貯蔵し、内部修繕・点検が終了後に変圧器内部に再度注油する。
 - （ 2 ）保有空地进行を 3 メートル確保する。
 - （ 3 ）第 5 種消火設備 10 型 ABC 粉末消火器 3 本を設置する。
 - （ 4 ）標識及び掲示板を設置し関係者に次の事項について注意喚起を行う。
「危険物仮貯蔵所・仮取扱所」、「危険物の類・品名・数量（倍数）」、「火気厳禁」
- 8 安全対策
 - （ 1 ）変圧器等、ポンプ、仮設タンクのアースを確保する。
 - （ 2 ）仮設の防油堤を設置し、漏えい防止シートの敷設等の流出防止対策を講ずるとともに、配管の結合部からの流出防止対策としてオイルパンを設置する。
 - （ 3 ）1 カ所の取扱い場所で同時に複数の設備からの抜き出しは行わない。
 - （ 4 ）危険物の取扱いは、原則として危険物取扱者免状所有者が行う。
- 9 管理状況
 - （ 1 ）保有空地の周囲にバリケード等を設け、空地进行を確保する。
 - （ 2 ）敷地の出入り管理を徹底し、いたずら・盗難を防止する。
 - （ 3 ）作業前と作業後に点検を行い、その結果を記録する。
- 10 その他必要事項
危険物の抜き出し等を行った変圧器の数及び危険物の延べ数量を記録し、事後速やかに報告する。

仮貯蔵・仮取扱いのレイアウト（危険物を収納する設備等からの危険物の抜取りの安全対策の例）



標識・掲示板を設置し関係者に注意喚起を行う



危険物仮貯蔵所・仮取扱所	
品 名	第4類第3石油類 潤滑油
数 量	10,000リットル
倍 数	5倍
管理 者	

- ・ 大きさ、縦 30cm 以上、幅 60cm 以上（縦書きでも可）
- ・ 「火気厳禁」は、地を赤色、文字を白色
- ・ 「危険物仮貯蔵・仮取扱所」は、地を白色、文字を黒色

相模原市危険物等の保安に関する事務の手数料の免除に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、相模原市手数料条例(平成12年相模原市条例第7号)及び相模原市手数料条例施行規則(平成12年相模原市規則第55号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、危険物等の保安に関する事務の手数料の免除の実施に関し必要な事項を定める。

(免除の対象)

第2条 規則第4条第1項第23号に規定する災害のために必要な行為とは、地震、風水害等により市内の広範囲が甚大な被害を受け、市域又は区域に災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された場合又はそれと同等以上の被害があると認められた場合で、当該被害又はその復旧に伴い消防法(昭和23年法律第186号)第10条第1項ただし書の規定により指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱うときとする。

(免除の申請)

第3条 手数料の免除を受けようとする者は、危険物手数料免除申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(免除の承認又は不承認)

第4条 市長は、前条の申請を承認したとき、又は不承認としたときは、危険物手数料免除(承認・不承認)決定通知書(第2号様式)を申請者に交付するものとする。

(免除の取消し)

第5条 次に掲げる場合は、手数料の免除の承認を取り消すものとする。

(1) 虚偽の申請により免除を受けていることが判明した場合

(2) 免除事由に該当しなくなった場合

2 前項の規定により手数料の免除の承認を取り消した場合は、危険物手数料免除承認取消し通知書(第3号様式)により当該承認を受けた者に通知するものとする。

3 第1項の規定により手数料の免除の承認を取り消した場合は、期日を定めて当該手数料を納付させるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

危険物手数料免除申請書

年 月 日	
相模原市長 へ	
住 所 _____	
申 請 者 氏 名 _____ 印	
電 話 _____ () _____	
相模原市手数料条例施行規則(平成12年相模原市規則第55号)第4条第1項第23号の規定により、次のとおり危険物等の保安に関する事務の手数料の免除を申請します。	
仮貯蔵・仮取扱いの場所	相模原市
納付すべき金額	
免除申請の理由	
受 付 欄	経 過 欄

- 備考 1 法人の場合は、名称・代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
2 印の欄は、記入しないこと。

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

（申請者）

氏 名

様

相模原市長 印

危険物手数料免除（承認・不承認）決定通知書

年 月 日に申請のありました危険物手数料の免除について、
次のとおり決定したので通知します。

- 1 危険物等の保安に関する事務の手数料の免除を（承認・不承認）する。
- 2 不承認の理由

年 月 日

氏 名 様

相模原市長 印

危険物手数料免除承認取消し通知書

年 月 日に承認した危険物手数料の免除を下記の理由により取り消しますので通知します。

つきましては、免除しました手数料を 年 月 日までに納付してください。

[理由]番号に の付いているもの

1. 虚偽の申請により免除を受けていることが判明したため
2. 免除事由に該当しなくなったため